建築協定認可申請書

※受付 // 年 5月 // 日

下記のとおり建築協定をしたいので、建築基準法第70条第1項の規定により、関係 書類を添えて申請します。

平成 10年 12月 24日 大津市長山田豊三郎 様

> 申請者 住 所 (代表者) 氏 名

				, 			
建築協定の概要	(1)	区域 0		傑小路建筑	桑協定書 筝	5条にょる	. "
	(2)	建築物に関する 協 定 事 項		建筑物の		構造、風湿	に関する基準
	(3)	有効期間	1	10年月			
	(4)	違反があった場合の措置		本員名の事員長は 生に対して、当該エ を設け、当該連及 する	同委員会の決定に 事施工a停止を請 行為主是正するに	基がき、年6条の規 むしかっ、文書をか 少家な措置させる。	定に違反け、所称を て相当の猶予期間 はに請求するものと
(5)	協定	区域の面積	貴	9230.15 m²			
(6)	用	途 地 垣	戍	第1種中高層住居專用地域			
(7)	防 火 地 域 又 は 準 防 火 地 域			防火、準防火、 佐第22条地域 (8) その他の地区 電定なD におして にはなる になる になる になる になる になる になる になる に		经	
(9)	土地の所有者等の人数		土地の所有者	借地権等を 有 す る 者	法第77条 の規定による 建築物の借主	合 計	
			28 人	0 人	0人	28 人	

- (注意) 1 (2)欄及び(7)欄は該当するものを○でかこんでください。
 - 欄内に記入できないときは、別紙に記入してください。
 - 3 この申請書には次の書類を添付してください。
 - (1) 法第70条第1項に規定する建築協定書
 - (2) 建築協定の目的となっている土地の区域及び建築物に関する基準を示す図面
 - (3) 申請者が建築協定をしようとする者を代表するものであることを証する書類
 - (4) 建築協定をしようとする理由書
 - (5) 法第69条に規定する土地所有者等(法第77条の規定による建築物の借主を含む。) 全員の住所、氏名および建築協定に関する合意を示す書類
 - 4 ※印は記入しないでください。

建築協定認可公告

建築基準法(昭和25年法律第2.01号)第73条第1項の規定により建築協定を認可 したので、同条第2項の規定によりその旨を公告し、同条第3項の規定により建築協定書 を一般の縦覧に供する。

平成11年7月12日

大津市長 山田豊三郎

1 建築協定認可申請者(代表者)

山地 重之

- 2 建築協定を締結しようとする土地の区域 大津市仰木の里3番1から同番29まで
- 3 維覧場所

大津市御陵町3番1号

大津市役所建設部建築指導課

櫟小路建築協定書

(目的)

第1条 本協定は、建築基準法(昭和25年法律第201号、以下「法」という。)及び大津市 建築協定に関する条例(昭和47年条例第2号)の規定に基づき、本協定第5条に定める 区域内(以下「協定区域」という。)における建築物の敷地・位置・用途・形態及び意匠 に関する基準を協定し、住宅地としての環境を高度に維持増進することを目的とする。

(名称)

第2条 本協定は、「櫟小路建築協定」(以下「協定」という。)と称する。

(用語の定義)

第3条 本協定における用語の定義は、法及び法施行令(昭和25年政令第338号)に定める ところによる。

(協定の変更並びに廃止)

- 第4条 本協定のうち協定の区域、建築物等に関する基準、有効期間及び協定違反があった場合 の措置を変更しようとするときは、協定区域内の土地の所有者並びに建物の所有を目的と する地上権者及び賃借権者(以下「土地の所有者等」という。)の全員の合意の上、特定 行政庁に申請してその認可を受けなければならない。
 - 2 本協定を廃止しようとするときは、土地の所有者等の過半数の合意の上、特定行政庁に 申請して、その認可を受けなければならない。

(協定の区域)

第5条 協定区域は、滋賀県大津市仰木の里六丁目3番1号、2号、3号、4号、5号、6号、7号、8号、9号、10号、11号、12号、13号、14号、15号、16号、17号、18号、19号、20号、21号、22号、23号、24号、25号、26号、27号、28号、29号、区画数29とし、別図の通りとする。

(建築物等に関する基準)

- 第6条 協定区域内の建築物の敷地・位置・形態及び用途は、次の各号に定める基準によらなければならない。
 - 1 一戸建専用住宅とする。但し、第10条に定める運営委員会(以下「委員会」という。) で認められれば、法施行令第130条の3第5号及び第6号に規定する用途を兼ねる一戸 建住宅とすることができる。
 - 2 敷地については、法等の法令に定める規制によるほか、次の基準によるものとする。
 - (1) 専有地、共有地とも現状の境界は変更しない。
 - (2) 共有地の地形は、原則として変更しない。
 - (3) 共有地のうち、通路等以外のオープンスペースについては、緑化、植栽によって良好な環境を保つようにする。
 - (4) 専有地の一区画は、150平方メートル以上とし、区画の間口は6メートル以上とする。
 - (5) 専有地に建てる住宅本体の外壁は、道路及び通路等共有地境界と隣地境界から1メート

ル以上離すものとする。

但し、住宅に付属する物置・車庫等で本協定第10条に定める運営委員会が認めるものは、この限りではない。

- (6) 専有地の周囲に柵・塀を設置する場合は、生垣またはオープンな形とすることが望ましい。
- 3 建築物の形態及び色彩については、周囲の環境に調和し、かつ、良好な住宅地にふさわし いものとするため、次の基準によるものとする。
 - (1) 建築物の高さは、10メートル以下とする。
 - (2) 主要な棟には、傾斜屋根をつける。
 - (3) 屋根の色彩は、黒色・濃茶色・灰色等落ちついたものとする。
 - (4) 外壁の色彩は、白色・灰色・茶系色等を基調とし、けばけばしい色の使用は最小限におさえる。
 - (5) 屋根の上に地上波のアンテナを設置しないものとする。但し、本協定第10条に定める 運営委員会が必要と認めた場合には、この限りではない。

(有効期間)

- 第7条 本協定の有効期間は、法第73条第2項の規定による認可公告のあった日から10年間と する。
 - 2 有効期間中に、第8条第1項に定める請求があった場合は、前項の規定による期間満了後 もなお効力を有するものとする。
 - 3 有効期限終了前6ケ月以内に過半数同意のもとに本協定廃止の申し出がない場合は、本協 定をさらに10年延長するものとする。

(違反者の措置)

- 第8条 委員会の委員長は、同委員会の決定に基づき、第6条の規定に違反した土地の所有者等 (以下「違反者」という。)に対して、当該工事施工の停止を請求し、かつ、文書をもって 相当の猶予期間を設け、当該違反行為を是正するに必要な措置をとるように請求するものと する。
 - 2 前項の請求があった場合、違反者は遅滞なくこれに従わなければならない。

(裁判所への提訴)

- 第9条 前条第1項に規定する請求があった場合において、当該違反者がその請求に従わないときは、委員長はその強制履行または、当該違反者の費用を以て、第三者にこれを為させることを裁判所に請求することができる。
 - 2 前項の提訴手続等に要する一切の費用は、当該違反者の負担とする。

(運営委員会)

第10条 本協定の運営のため、櫟小路建築協定運営委員会(以下「委員会」という。)を設置し、 次の役員をおく。

委員長一1人 副委員長-1人 会計-1人 委員-1人

- 2 委員会の委員は、櫟小路管理組合理事会役員が兼務するものとする。
- 3 委員長は、櫟小路管理組合理事長が兼務し、本協定運営のための事務を総括し、委員会

を代表する。

- 4 副委員長は、櫟小路管理組合副理事長が兼務し、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはこれを代理する。
- 5 会計は、機小路管理組合会計担当理事が兼務し、本協定運営に関する経理業務を処理する。
- 6 委員は、櫟小路管理組合広報担当理事が兼務する。

(役員の任期)

第11条 委員会の役員の任期は、1年とする。

(経費)

- 第12条 土地の所有者等は、委員会の運営に必要な経費を負担しなければならない。
- 第13条 本協定に規定するもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は別に定める。 (付則)

本協定書の規定は、平成11年の認可公告日より適用する。

平成11年5月11日

協定申請者(代表者)

住 所

氏名山人地重之!





